

しまね産学官人材育成コンソーシアム賛助団体要綱

(令和2年5月26日 制定)

(目的)

第1条 この要綱は、「しまね産学官人材育成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」規約第11条に定める賛助団体に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、次のとおりとする。

- 一 「県内企業等」とは、原則として本社・支社等の活動拠点が島根県内又は中海・宍道湖・大山圏域にあり、これらの地域で事業活動を行う企業、NPO法人、自治体及びその他法人格を有する団体とする。
- 二 「賛助団体」とは、第4条から第8条の手続を経て、登録された県内企業等とする。

(事業等)

第3条 賛助団体はコンソーシアムと連携、協力し、次の各号に掲げる事業等に取り組むものとする。

- 一 人材確保、人材育成、人材定着に関する事業の企画・実施
- 二 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(参加申込)

第4条 賛助団体への参加を希望する県内企業等は、参加申込書（様式1）をコンソーシアム共同代表に提出しなければならない。

(参加条件)

第5条 県内企業等は、原則として次の各号に掲げる条件を全て満たしていることが、参加の条件となる。

- 一 コンソーシアムの目的を理解し、賛助団体と協力の下、中長期的な視野で地域の人材育成を推進する意思を有している。
- 二 第3条に掲げる事業等への積極的な参加、協力の意思を有している。
- 三 参加申込書の提出日（以下「参加申込日」という。）において、高等教育機関（県内高等教育機関に限定しない。）の新規学卒者を対象とする求人を行っている、又は今後、高等教育機関の新規学卒者を対象とする求人を行う予定がある。
- 四 参加申込日において、学生のインターンシップ等の受入れを行っている、又は高等教育機関に所属する学生のインターンシップ等を受入れる予定（具体的な計画がなくて

も学生が希望した場合に受入れる意思がある場合を含む。)がある。

五 参加申込日において、労働関係法令違反による求人不受理の対象にはなっていない。

六 社会通念上、反社会的勢力及び特殊知能暴力集団と呼ばれる団体等（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しない、又は反社会的勢力等と事業取引等の関係を有していない。

2 共同代表が必要と認めたときは、前項以外の条件を参加条件として加えることができる。

（確認）

第6条 共同代表は、第4条に定める参加申込書の提出を受け、前条に定める参加条件を満たしているか否かのほか、賛助団体として適切であるかを総合的に確認し、賛助団体としての登録の可否を決定する。

2 共同代表は、前項の確認にあたり必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

（登録及び通知）

第7条 賛助団体としての登録を認めた県内企業等は、賛助団体一覧として整理し、公開する。

2 前条に定める確認の結果は、登録の可否に関わらず参加申込者へ通知するものとする。

（会費）

第8条 賛助団体は、共同代表が第6条の定めにより登録を認めた場合、会費を納入しなければならない。会費の入金が確認できた後に正式な賛助団体となる。

2 会費は年間1口1万円とする。ただし、口数の上限は設けない。

3 納入された会費は返金しない。

4 コンソーシアムは、毎年3月までに次年度の会費の納入に関する通知を行う。

（変更の届出）

第9条 賛助団体は、参加申込書の記載内容に変更があった場合、当該変更の内容を遅滞なく事務局に申し出るものとする。

（登録取消）

第10条 共同代表は、賛助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一 第5条に定める参加条件を満たさないことが明らかになったとき。

二 労働関係法令違反又はその他重大な法令違反があったとき。

三 第8条に定める会費の納入を著しく怠ったとき。

四 その他賛助団体としての適格性を喪失したと共同代表が認めたとき。

(登録解除)

第11条 賛助団体は、継続する意思を失ったときは、書面により登録解除の旨を申し出るものとする。

(協議)

第12条 賛助団体の運用又は事業等の実施の過程でトラブル又は紛争等が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。